

湖西市

学校における業務改革プラン

～業務量管理・健康確保措置実施計画～

令和8年1月

湖西市教育委員会

目 次

1	プランの概要、目的、期間	2
2	学校の業務改善に関する動向	3
3	本プランにおける目標	4
4	業務改革の取組	5
5	プランの進行管理	7

1 プランの概要

(1) プラン策定の目的

湖西市の小中学校を夢いっぱいの学校にするには、毎日児童生徒と向き合う教職員が心身ともに元気で、魅力あふれる存在であることが重要です。そのためには、教職員が教育にかけられる理想や思いを十分に発揮できる環境を整備することが必要です。

しかしながら、現実を見れば、児童生徒のために自らの時間を犠牲にすることを厭わない教職員の献身的な働き方や、複雑化・多様化する学校へのニーズにより、教職員が担う業務の範囲が拡大することで長時間の勤務が続き、厳しい就業環境におかれています。その努力が児童生徒の成長や教職員自身のやりがいにつながるとはいえ、自身の生活や健康を犠牲にしている状況は持続可能とは言えません。速やかな対応が必要な状況となっています。

教職員には、児童生徒の細かな変化に気づけるような心身の余裕が必要であり、授業力向上のための授業準備や自己研鑽、自らの人間性や創造性を高める時間も必要です。また、疲れた心身をリフレッシュする時間も必要です。

そこで、湖西市教育委員会では、教職員が児童生徒と向き合う時間や授業準備の時間、自己研鑽の時間を確保することによる「教育の質の向上」と長時間勤務を是正することによる「教職員の心身の健康の保持増進」を目指して本プランを策定します。

なお、本プラン策定は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき行うものであります。

(2) プランの期間

令和8年度～令和11年度

(3) 対象となる教職員について

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）」第2条第2項に示される教育職員である「校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭」を、本プランでは「教職員」としています。これには、再任用ハーフ教育職員、臨時的任用教育職員、任期付教育職員も含めます。「労働基準法第36条」に基づく、いわゆる「36協定」を締結する事務職員及び栄養職員等については、本プランの対象職員には含まれません。

したがって、本プラン内の数値（時間外在校等時間の平均値など）は基本的に「教職員」を対象として集計しています。

ただし、業務改革の取組等については、36協定を締結する職員や非常勤職員、市職員なども含めた全職員を対象としています。

2 学校の業務改善に関する動向

(1) 湖西市立学校における教職員の勤務状況

- 本市では、令和4年3月に策定された静岡県教育委員会「学校における業務改革プランー教育の質の向上と教職員の心身の健康の保持増進を目指してー」を参考に、湖西市立学校教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。
- こうした取組の結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりでした。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	平均	月 45 時間を超える教職員	月 80 時間を超える教職員
小学校	月 32.5 時間	23.0 %	1.2 %
中学校	月 48.9 時間	45.5 %	17.3 %

- 小学校では時間外在校等時間が月平均 32.5 時間であり、県教育委員会「静岡県立学校教職員の勤務時間の上限に関する方針」の目安時間である「年 360 時間以内」に近い数値となっています。小学校において縮減が進んでいることが分かります。しかし、月 45 時間を上回る教職員が 23%（およそ 1/4 程度）であることから、教職員による較差が課題です。
- 中学校においては月平均が 48.9 時間であることから、依然として厳しい勤務状況であることが分かります。さらに、17.3%の教職員が 80 時間を上回る過酷な状況であり、業務改革は急務です。
- 学校規模による較差も顕著でした。大規模校と小規模校を比較すると、小学校・中学校いずれにおいても、大規模校の時間外在校等時間が多くなっています。月 45 時間を上回る職員で比較すると、小学校においては大規模で 29.6%、小規模で 7.9%、中学校においては大規模で 56.2%、小規模で 27.4%です。

(2) 課題

- 各小中学校ともに、会議や打合せの精選、ICT活用による業務改善、県から配置されるスクールサポートスタッフ、スクールカウンセラー等や市で配置する支援員等の活用などにより、業務の改善を進め、子供と向き合う時間を生み出してきましたが、生み出された時間には、これまでやりたくてもできなかった業務に充てられているため、業務量全体としては、十分な削減には至っていません。さらなる改善の工夫が必要です。
- 中学校の部活動指導や小中学校とも生徒指導にかかわる対応（児童生徒への指導、保護者への連絡相談等）などの業務に係る時間が多くなっています。生徒指導上の問題の未然防止やプロアクティブな生徒指導、組織的な対応、部活動改革等を進めることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要だと考えます。

3 本プランにおける目標

(1) 目指す姿 (KGI)

目指す姿 (KGI)	現在値 (R6)	目標値 (R11)
自身の仕事に働きがいを感じている教職員の割合	小 93.6% ^{*1} 中 90.8% ^{*2}	100%
児童生徒と向き合える「授業」の時間は楽しいと感じる教職員の割合	小 94.7% ^{*3} 中 96.5% ^{*4}	100%
時間外在校等時間が月 45 時間以下の教職員の割合	小 77.0% 中 54.5%	100%
時間外在校等時間が月 80 時間超の教職員の割合	小 1.2% 中 17.3%	0%
1 年間における教職員の時間外在校等時間の 1 か月平均時間	小 32.5 時間 中 48.9 時間	30 時間以下
年次有給休暇の年間平均取得日数	小 16.6 日 中 18.1 日	17 日

※1~4 全県のデータによる数値 (学校における業務改革プラン R7.12 静岡県教育委員会)

(2) 活動指標 (KPI)

活動指標 (KPI)	現在値 (R6)	目標値 (R11)
特別支援教育支援員の配置人数	32 人	35 人
校内教育支援センター指導員の配置人数	3 人	10 人
学校行事、職員会議、校内研修等の精選・見直しに取り組んだ学校の割合	小 95.0% ^{*5} 中 95.8% ^{*6}	100%
校務分掌、部活動等の統廃合による校務の整理に取り組んだ学校の割合	小 41.8% ^{*7} 中 55.2% ^{*8}	100%
ICTを有効活用した授業改善や校務の効率化に取り組んだ学校の割合	小 93.6% ^{*9} 中 92.1% ^{*10}	100%
コミュニティスクールの機能を発揮・強化している学校の割合	小 77.3% ^{*11} 中 73.9% ^{*12}	100%
中学校における部活動の地域展開に着手した種目	0 種目	10 種目
定時退庁日の設定や年休利用促進の取組等、実情に合わせた工夫を行った学校の割合	— ^{*13}	100%

※5~12 全県のデータによる数値 (学校における業務改革プラン R7.12 静岡県教育委員会)

※13 市として新たに指標とするため、令和8年度に公表予定

4 業務改革の取組

本市では、「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づく役割分担や適性化の推進を視点を、本期間中の重点項目として以下の内容に取り組みます。

(1) 人的資源の配置・活用

- 欠員未配置の解消
 - ・ 県人材バンク等を活用するとともに、近隣市町との連絡を密にする。
- 地域、保護者等との連携による外部人材の確保
 - ・ 8年度中に地域コーディネータの活用事例を集め、各校に共有する。
 - ・ 11年度までに地域コーディネータを全校に配置する。
- SSS（スクール・サポート・スタッフ）やSC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）、支援員、学校ボランティア等の外部人材の有効活用
 - ・ 各学校において、管理職や担当者を中心に円滑な業務依頼・情報共有等のシステムを構築し、改善を重ねながら運用する。

(2) 業務量の削減

- 年間授業時数の適正化及び学校行事の精選
 - ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数については、真に必要な時数となるよう設定する。大幅に上回っている場合には、見直すよう指導を行う。
- 職員会議、校内研修等の活用と精選
 - ・ 資料の事前配布や会議終了時刻の提示などにより、個人の時間（教材研究時間等）を生み出す。
 - ・ 学校経営構想と校内研修を連動させ、校内研修を日々の授業改善につなげる。
- 部活動における顧問の複数体制の推進
 - ・ 複数の顧問による協力体制を各校において具体的に構築する。
- 勤務時間外の業務の縮減
 - ・ 放課後から夜間の補導や見回りについては、青少年育成センターが行っている活動に委ね、原則行わないこととする。
 - ・ 勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を全校に設置し、保護者の理解を得て各校で運用する。

(3) 業務の効率化

- 業務改善の活用成功事例集（県）や市内学校の事例の横展開による実践の積み上げ
- 事務職員の学校運営参画及び共同学校事務室の活用による学校事務再編
 - ・ 7～8年度に県教育委員会から推進地区として指定された「学校経営における職と職

務の再編のための研究事業」の成果を各学校において着実に進める。

- ICTを活用した授業改善、授業支援
 - ・ 8年度に新規導入した授業支援アプリ・AI型ドリルについての研修を全職員に対して行い、日常的に活用できるようにする。
 - ・ 8年度より自動採点ソフトをすべての中学校に導入し、教員の採点に係る業務時間を縮減するとともに、生徒・保護者へのフィードバック手法を研究する。
- 校務における事務処理や保護者への連絡等の校務DXの推進
 - ・ グループウェアの活用により、校内の打合せ時間を縮減する。
 - ・ 学校・保護者間連絡アプリの活用により、欠席連絡、たよりの配信など学校と保護者間の連絡に係る時間を縮減する。
- OJTの推進による若手教職員等の育成の日常化
 - ・ 各学校の取組を教育委員会として把握し、校長会等で共有する。
- 学校給食会計の公会計化
 - ・ 8年度より給食会計の公会計化を実施し、食材代金の支払業務を教育委員会が行う。

(4) 地域・家庭、関係機関との連携・協働

- 学校運営協議会等と連携し、「学校以外が担うべき業務」への協力体制の構築
 - ・ 登下校時の見守り活動、学習ボランティアなど各小中学校で必要な活動を洗い出し、協力を求める。
- 部活動地域展開の段階的な推進
 - ・ 9年度中に、すべての種目において、地域展開の課題、スケジュール等を洗い出し、種目ごとのロードマップを完成させる。
 - ・ 8年度から、準備ができた種目から休日や平日の地域クラブの活動に移行する。
 - ・ 10年度の新チームから、休日・平日ともすべての種目で地域展開を実現する。
- 学校行事等におけるPTA等との連携・協力
- チーム学校を意識した関係機関との連携体制の構築

(5) 健康及び福祉の確保に関する措置

- 勤務時間管理システムの活用による勤務時間管理の実施
- 管理職のマネジメントによる業務量の平準化と時間外勤務の縮減
- 学校経営書に記載した業務改善に関する取組の実施、評価、改善
- 長期休業中の休暇促進
- 教職員の健康の保持増進と快適な職場環境の実現

5 プランの進行管理

- 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市のウェブサイトで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議に報告します。
- 各学校の在校等時間の目標の達成状況については、本市で導入している出退勤システムで把握し、その他の目標については、年度末に行うアンケート結果から把握します。
- 各学校は、学校運営協議会の承認を得る学校運営に関する「基本方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めます。
- 本計画を変更した際には、総合教育会議に報告します。